基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十月三十一日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十二月二十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月十一日

千葉市美浜区中瀬一丁目三番地
幕張テクノガーデンD棟二一階
株式会社大地エコロジー基金
代表取締役　藤田　和芳

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十月三十一日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十二月二十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月十一日

静岡県田方郡函南町丹那三四九番地の一
株式会社フルーツバスケット
代表取締役　小森　保明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十月二十六日を基準日と定め、同日十四時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十一月上旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月十一日

静岡県藤枝市若王子七〇五番地の二
株式会社藤枝ＭＹＦＣ
代表取締役　小山　淳

株券提出不能に対する異議申述公告

当社は平成二十三年十月一日を効力発生日として、日産部品京滋販売株式会社と合併を致しましたため、当社の株券の提出を求めたところ、後記の株主から株券を提出できない旨の申し出がありました。よって、この株主に対して旧株券と引換でなしに新株券を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十月十一日

大阪府東大阪市西岩田四丁目八番二八号
日産部品京滋販売株式会社の株式

記

券別	枚数	株券番号	名義人住所	氏名
一万株券	四枚	Ｇ五二～Ｇ五五	奈良県大和郡山市小泉町七二五―一	奈良日産自動車株式会社

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十月二十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十三年十月二十七日であります。

平成二十三年十月十一日

愛知県名古屋市西区牛島町六番一号
株式会社エイチーム
代表取締役　林　高生

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十月十一日

愛知県豊川市一宮町上新切四三八番地
株式会社トリイパン粉
代表取締役　岡村　孝

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社パルケと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年十月十一日

愛知県岡崎市大樹寺一丁目三番地二六
株式会社八方
代表取締役　松崎　富美

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である川邉律子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年十月十一日

神奈川県川崎市麻生区多摩美二―九―二
サンシャイン　リッツ　コーポレーション
日本における代表者　川邉　律子

限定承認公告

本籍宮城県気仙沼市弁天町一丁目一二番地三、最後の住所宮城県気仙沼市弁天町一丁目三番二四号　被相続人　亡　藤田　時男

右被相続人は平成二十三年三月十一日死亡し、その相続人は平成二十三年九月三十日仙台家庭裁判所気仙沼支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十一日

東京都港区麻布十番三丁目一番一―五〇七号
相続財産管理人　藤田　祥子

限定承認公告

本籍京都市山科区小山谷田町四四番地七〇、最後の住所京都市山科区小山谷田町四四番地の七〇　被相続人　亡　山本　隆

右被相続人は平成二十一年五月十一日死亡し、その相続人は平成二十三年九月三十日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十一日

京都市山科区小山谷田町四四番地七〇
限定承認者　山本　洋子

限定承認公告

本籍大阪府堺市南区城山台二丁一番、最後の住所大阪府堺市南区城山台二丁三番二二―一〇六号　被相続人　亡　牧野竜之介

右被相続人は平成二十三年一月十一日死亡し、その相続人は平成二十三年十月三日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十一日

大阪府堺市南区城山台二丁三番二二―一〇六号
相続財産管理人　牧野　孝守

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億九千七百万円減少し金三十五億七千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年十一月十五日であり、社員総会の決議は、平成二十三年十月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000206/i95v/

平成二十三年十月十一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
Ａｓｔｒｏ特定目的会社
取締役　井出　清彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
九	下	終りから五	0.1kgする。	0.1kgとする。
一五	上	五	加速度時系列	加速度を時系列
一九	〃	図7中	半径7.0	半径7.0㎜
二二	〃	図12中	x 0.2(m)	×0.2(m)
二四	〃	終りから一四	以下なければな	以下でなければならない。
二四	下	終りから一八	規定の規定に	規定に
〃	〃	一五	平成三十一年八月二十三日	平成三十一年二月二十三日

（原稿誤り）四ページ下段二〇行目から二三行目は次のとおりの誤り。

第百七十八条第十一項中「頭部」の下に「及び胴部」を、「もの。」の下に「及びバンパ」を、「有していない車枠及び車体の下り並びにボンネット及びバンパの材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体であって、かつ、歩行者の頭部及び胴部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷がないもの」を加え、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

（原稿誤り）国土交通省告示第五百六十六号（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十一日付第二一九号一
九月六日付（第一七七回）
九月官報目録一六ページ

◉付録
二八ページ●同日付政府調達第一九〇号五六ページ●
衆会追録四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）